

議案第 49 号

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

かすみがうら市長 金 子 敏 明

かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
かすみがうら市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年かすみがうら市条例第
155 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

審議会は、委員 8 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうち
から市長が委嘱する。

- （１） 市内に存する公共的団体等の代表者
- （２） 市民
- （３） 識見を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。